

公益社団法人三重県獣医師会

倫理委員会規程

この法人の定款第43条第3項ならびに委員会設置規程に基づき、倫理委員会（以下、「委員会」という。）規程を制定し、次のとおり運営する。

（目 的）

第1条 この委員会は「獣医師の誓い―95年宣言」の基本理念のもと、獣医師が重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務の遂行に期することを目的とする。

（委員の委嘱）

第2条 委員は、本会理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の構成）

第4条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員は8名以上12名以内とする。

（委員会の任務）

第5条 委員会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の身分に関する事項
- (2) 会員の業務に関する事項
- (3) 獣医学と動物医療の基本姿勢に関する事項
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

（委員会の審議）

第6条 委員会は、次の各号の1に該当する事項について審議する。

- (1) 会員より支部を経由して申し出があった事項
- (2) 会員により支部を経由していない申し出があった事項で、委員長が審議することを必要と

認めた事項

(3) 会員に対し、この法人の定款 10 条の規定を適用しなければならないおそれのある事項

(4) 会長が特に必要と認めた事項

- 2 委員会は、前項を審議する場合は原則として当該審議に係る会員の意見を求めるものとする。
- 3 委員会の審議は、委員長が招集し、委員長に事故ある時は副委員長がこれを代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。
- 5 委員長は、必要に応じて会長及び副会長に委員会の出席を要請し、意見を求めることができる。
- 6 委員長は、審議の結果を委員会設置運営規程第 4 条により理事会に報告するものとする。

(運 用)

第 7 条 委員会の運用について、規程の定めのない事項については、理事会の承認を経て、委員長がこれを定める。

附 則 この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。